

習志野市教育委員会会議録
(令和2年第4回定例会)

- | | | | |
|---|------|----------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和2年4月22日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時28分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 天 田 正 弘 |
| | | 生涯学習部長 | 塚 本 將 明 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部技監 | 遠 藤 良 宣 |
| | | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 |
| | | 学校教育部副参事 | 芹 澤 佐 知 子 |
| | | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 野 村 健 一 |
| | | 指導課長 | 杉 山 健 一 |
| | | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 |
| | | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 |
| | | 社会教育課長 | 藤 原 友 哉 |
| | | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 |
| | | 青少年センター所長 | 加 藤 努 |
| | | 中央公民館長 | 河 栗 太 一 |
| | | 中央図書館長 | 岡 野 重 吾 |
| | | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 |
| | | 学校教育部主幹 | 忍 貴 弘 |
| | | 学校教育部主幹 | 佐久間 心 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 大 塚 良 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 |
| | | 学校教育部主幹 | 篠 宮 淳 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| | | 学校教育部主幹 | 永 田 容 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 |
| | | 学校教育部主幹 | 坂 口 修 史 |
| | | 生涯学習部主幹 | 妹 川 智 子 |
| | | 指導課主任指導主事 | 荻 原 洋 |
| | | 指導課主任指導主事 | 小 林 徹 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和2年習志野市議会第1回定例会一般質問等について
- (2) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について)
- (3) 臨時代理の報告について
(習志野市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)
- (4) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について
- (5) 臨時代理の報告について
(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)
- (6) 令和元年度習志野市学力調査結果概要について
- (7) 放課後子供教室事業の進捗状況について
- (8) 秋津幼稚園跡地活用について
- (9) 新型コロナウイルス感染症への対応について

第3 議決事項

- 議案第14号 令和2年度教育費予算案(6月補正)について
議案第15号 令和2年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について
議案第16号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
議案第17号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「新型コロナウイルス感染症への対応について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(2)、報告事項(4)及び報告事項(5)並びに議案第14号ないし議案第17号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第14号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、また、議案第15号は教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の会議について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間を短縮するため、報告事項については説明を省略し、質疑応答のみを行うことについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和2年第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和2年習志野市議会第1回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(3) 臨時代理の報告について

(習志野市育英資金給与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について)

(学校教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(6) 令和元年度習志野市学力調査結果概要について

(総合教育センター)

高橋委員

今年度は学力調査を行わないとのことだが、学力調査というのは、子どもがどのように学んでいるかを把握するうえでとても大事なものである。心配しているのは、新型コロナウイルス感染症が子どもの学習状況に大きな影響を与えることである。学校が運営してないと、経済的に恵まれないう子どもとそれ以外の子どもとの間に格差が生まれると一般的に言われている。学校が休校している現状で、学習の機会が失われ、家庭での学習を支援する力が大きくない子どもの学力がどのようにになっていくのかという点に、しっかりと目配りをしてほしい、と要望

小熊教育長

委員からお話のあったとおり、国の実施する学力調査は中止になった。市で実施する学力調査について、補足していただきたい、と発言

笹生総合教育センター所長

全国の学力調査については中止という発表が出ているが、習志野市の学力調査の実施については検討中である。学力の保障についてだが、休校中の学習を保障するために、総合教育センターでは、学校や総合教育センターのホームページを活用してのプリントの公開や、授業の代わりになるようなミニ動画の作成を行っている、と回答

高橋委員

様々な工夫をしていると思うが、そのような支援がなかなか届かない子どももいると思う。学校があれば勉強ができるが、動画を観ることもなかなかできない子どものことを特に注視していただきたい、と発言

古本委員

国の予算でネット環境の整備がなされたと思うし、一人一台のICT機器の整備を進めているところだと思う。今回もまだ新型コロナウイルス感染症が落ち着いたわけではないが、今後同じようなことがいつ繰り返されるかわからない状況である。ネット環境とICT機器の整備を行い、学校に行かなくても先生が情報を発信でき、全ての子どもに同じように教育を行きわたらせることができるようなシステムを一日でも早く整備していただきたい、と要望

笹生総合教育センター所長

現在、ネット環境の整っていない家庭の子どもたちへの対応についても検討しているところである。学習支援として、総合教育センターの事業に「わくわく学びランド」というものがあり、夏休みに学習の補習等を行っていた。この事業については、今年度は中止になっているが、手法を変えて、同じように子どもたちの補習をすることができないか検討している、と回答

古本委員

ぜひよろしくお願ひしたい、と発言

赤澤委員

資料3ページ目、「8 今後の取組」について、指導改善案を提言し、指導方法の改善を図ることだが、それに対する成果はどのように捉えているのか教えていただきたい、と質問

笹生総合教育センター所長

学力調査をもとに検証をして資料を作成し、各学校に周知してきたが、実際の授業の中で活用できていない部分もあったと捉えている。今年度は、積極的に授業で検証したものや資料として作成したものを使用し、子どもたちの学力の検証をしていきたいと考えている、と回答

赤澤委員

現場の先生も様々な工夫をしていると思うが、成果の上ったものについては共有するとより良くなると思う、と発言

馬場委員

先ほど説明いただいた部分が、資料3ページ目の下段に記載のある「具体的な指導改善」という部分になるのかと思う。例えば、中学1年生、数学の課題に「グラフに表す問題を苦手としているのは昨年同様である。」と記載があるが、昨年同様となっている部分の反省は、毎年なされるべきだと思う。具体的な指導改善を先生方に周知し、良かったところは共有し、問題のあったところは改善していくことを進めていただきたいと思う、と発言

笹生総合教育センター所長

今ほど各委員からいただいた様々な御意見を踏まえ、今年度検証をしていく。成果が出ているものについては市内全体で共有し、全小中学校の教職員の指導力向上に生かしていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

報告事項(7) 放課後子供教室事業の進捗状況について

(社会教育課)

古本委員

放課後子供教室と放課後児童会のそれぞれの役割や違いについて、今一度教えていただきたい、と質問

藤原社会教育課長

放課後子供教室については、放課後の子どもたちの安全な居場所を確保するためのものであり、保護者が働いていなくても、子どもが放課後に家にいれない場合などに教室に来て、放課後子供教室という居場所を設け、子どもが過ごすものである。放課後児童会については、保護者が働いており、放課後に家庭で見ることができない子どもについて、放課後児童会で保護者が迎えに来るまでお預かりをする生活の場となっている、と回答

古本委員

違いは保護者が働いているか働いていないかという点と捉えてよろしいか、と質問

藤原社会教育課長

対象としては、放課後児童会は保護者が働いており、放課後の時間帯に家庭に保護者がいない児童が対象である。放課後子供教室については、特段要件はなく、その小学校に通う全ての児童が対象になる。あくまでも放課後児童会は生活の場として提供しており、お預かりするにあたっては有料となっている。放課後子供教室は、子どもたちの居場所として、遊びや活動をする場の提供で、料金は原則無料で運営をしていく、と回答

古本委員

放課後児童会に通う子どもたちが、放課後子供教室に入ることも可能なのか、と質問

藤原社会教育課長

放課後子供教室を実施するにあたり、放課後児童会に入会している児童も参加できるようにプログラムを組んでいこうと思っている。放課後児童会の子どもが放課後子供教室に参加することはできる。反対に、放課後子供教室に来ている子どもは、放課後児童会には参加できない、と回答

古本委員

放課後の居場所という意味では同じように感じる。一方では料金がかかり、もう一方では料金がかからないとのことだが、その辺りを再度教えていただきたい、と質問

藤原社会教育課長

放課後に学校で過ごすという点では、児童にとって放課後子供教室も放課後児童会も同じである。放課後児童会は、あくまでも保護者が働いており、家庭にいないことができない子どもに対し、家庭に代わる生活の場を提供していくものである。生活の時間帯を組み立てながらお預かりをしている。放課後子供教室は、子どもに体験のプログラムを提供したりはするが、基本的には子どもたちが自由に校庭や教室で遊び、時間が来れば帰っていくというような場の提供となっている。このようなところが放課後児童会と放課後子供教室の違いである、と回答

古本委員

これからいろいろと出てくるかと思うが、それぞれの目的をはっきりとさせていただきたい。保護者の立場からすると、お金がかからない方が良いと思うし、違いがわからなければ放課後子供教室を選択すると思う。お金をいただいているのであれば、保護者がお金を払っているプラスの部分は何になるのかを説明しないと、保護者はわからないと思う。今ほど様々な質問をし、丁寧に説明していただいたが、それでもまだわからない部分があり、利用する保護者たちはもっとわからないことがあると思う。放課後子供教室と放課後児童会の違いをわかりやすく説明し、両方選択できるといった選択肢を広げてあげることが大事だと思うので、よろしくお願ひしたい、と発言

藤原社会教育課長

今ほど委員から御指摘をいただいた部分は、実際に子どもを預ける保護者が心配している部分だと思う。先の議会でも御意見をいただいている。放課後児童会に預けている保護者からは料金をいただいているので、しっかりと区分けをしながら運用を行い、保護者へもしっかりと丁寧に説明を行い、現在の予定では、今年度の7月1日から運用を開始していきたいと考えている。委員からの御意見もしっかりと受け止めていく、と回答

馬場委員

7月1日から大久保東小学校で運用開始予定だと思うが、新型コロナウイルス感染症の影響はどうなっているのか。例えば、4月に保護者に対する説明会を実施予定とのことだが、それもできないと思う。現状どのようになっているのか、と質問

藤原社会教育課長

当初、4月中に大久保東小学校の保護者への説明会を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在は延期している。今後の予定としては、放課後子供教室を開設するという連絡を、学校の協力を得ながら、4月中に保護者に対して手紙やメールを使って案内していきたいと考えている。保護者に対する説明会については、今後の状況次第ではあるが、5月中に学級や学年を分散する方法などを検討しながら実施していきたいと考えている。

緊急事態宣言の状況にもよるが、5月に入り、新型コロナウイルス感染症の状況を見定めながら、スケジュールの変更をしていかななくてはならないと思っている。保護者に対する説明はしっかり行わなければいけないと思うので、その点を考えつつ、スケジュールや開設時期を見定めていくが、今現在は7月1日の開設を目指して進めている、と回答

馬場委員

例えば、緊急事態宣言が延長されることや説明会が実施できないこともあると思う。7月1日の開設ありきで進めるのは危険だと感じる。先ほど古本委員からもお話があったが、わからない部分がまだまだあったり、放課後児童会と混同してしまうのではないかという点は、保護者にとってとても重要なことである。この辺りの説明は、しっかりとわかるように丁寧にさせていただきたいので、

決して急がないようにしていただきたい、と発言

赤澤委員

1点目として、定員の問題であるが、1年生から6年生までが自由に参加できるとなると、すごい大人数が参加することや逆に参加者が少ないというようなバラつきが出ると思う。2点目として、放課後児童会については、保護者が迎えに行くことになっており、迎えに行くまでは勝手に帰れないルールになっていたと思う。放課後子供教室と一緒に運営されることにより、放課後児童会に通う子どもが、友達と一緒に帰ってしまうというようなトラブルが想定されると思う。そういったトラブルのないようお願いしたい、と発言

藤原社会教育課長

定員についてだが、既に放課後子供教室が開設されている船橋市や千葉市を参考にしつつ、大久保東小学校の児童数を鑑みて想定しているのは、平日は35人から40人程度の利用を見込んでいる。また、夏休み等の長期休業中の利用者は50人から60人程度を見込んでいる。この想定している人数をもとに、運営体制を固めている状況である。

2点目として、子どもの安全管理の部分だが、放課後子供教室は、子どもたちが帰る時間になったら家にしっかりと帰らせ、放課後児童会は保護者が迎えに来ることになっているので、しっかりと保護者へ引き渡す。運営者側で分けながら安全管理を徹底していくようにしている。安全管理については、改めて運営者に徹底するよう求めていく、と回答

高橋委員

放課後子供教室について、定員はないという理解でよろしいか。また、運営については民間委託をするとのことだが、委託業者の評価については利用者の声が大事になると思うが、その部分をどのように拾い上げ、どのように反映していくのか、と質問

藤原社会教育課長

定員については、法律上では特段定めはない。先ほどお答えした通り、他市の状況や学校規模を鑑み、大久保東小学校では平日だと40人程度の利用を想定している。利用者アンケートについてだが、毎年実施していくことを考えている。今回の民間委託に当たっての事業契約においては、単年度契約になる。保護者等に対してアンケートを実施した中で、評価に問題がなかった場合は、最大で4年間継続していくこともある。次年度の予算編成が11月頃から始まることから、それに間に合うように10月頃に保護者を含めたアンケートを実施し、評価をしていきたいと思っている、と回答

高橋委員

確認になるが、大久保東小学校には放課後児童会はないのか、と質問

藤原社会教育課長

放課後児童会については既に実施されている、と回答

古本委員

民間委託の件で、評価点数についてだが、100点満点中70点で、選定の標準点は61点とのことだが、70点だと悪いわけではないが、非常に良いというわけでもなく、改善していかなくてはいけない点もあるのだと思う。実際に放課後子供教室が始まる前から70点とのことだが、100点を目指すべく、市から要望は何かしているのか、と質問

藤原社会教育課長

評価点の考え方についてだが、市が基本的にやってほしい事項を示した仕様書に基づき、3段階評価の「普通」で示したものを行っていただける場合で、評価点の平均を足すと標準点の61点になり、それ以上になれば合格点という扱いになる。

70点という点数が高いか低いかということについてだが、参考までに、公民館や図書館の指定管理者も同じような評価方法で事業者を決定しているが、その際の評価点も70点や75点未満という評価が多数を占めている。決して70点という評価点が低いというわけではなく、市が示した仕様書以上に、事業者が様々なカリキュラムを組み、安全対策を取りながら実施していくことになっている。

しかしながら、提案以上に市としても事業者にやっていただきたいものはある。やっていただけるものを増やしていくということは仕様書に記載しているので、今後、事業者と協議しながら実施できるものは実施していきたいと考えている、と回答

古本委員

公民館への指定管理者導入の際も同じような質問をしているかもしれないが、特に今回は対象が公民館とは違い小さい子どもたちになる。70点という点数を見た時に、保護者としてはあまり良くないという印象を受けると思うので、説明の段階で「平均的な基準は満たしているが、至らない点もあることから、保護者の意見も聞きながら点数を上げていけるよう事業者にもお願いし、市も努力していく」というような説明がないと、不安だけが独り歩きしてしまうと思う、と発言

高橋委員

大久保東小学校では既に放課後児童会が実施されているとのことだが、委託する事業者は異なる事業者になるのか。令和3年度以降は同一事業者に委託する予定になっていると思うが、その点について教えていただきたい、と質問

藤原社会教育課長

今回の大久保東小学校においては、選定された事業者がたまたま放課後児童会の事業者と同一事業者となったが、場合によっては、放課後児童会と違う事業者が放課後子供教室を運営することもあり得る。今後の予定では、放課後児童会の事業者は5年に一度更新をしていくが、そのタイミングに合う学校においては、基本的には同一事業者に運営していただいた方が、運営がしやすいのではないかと考えている。

令和3年度開設予定の秋津小学校と東習志野小学校については、同時期に放課後児童会の事業者の更新があるので、そこに合わせて放課後子供教室も同一事業者に運営していただくため、一緒に事業者選定をしていく予定である。

今後も、タイミングの合う学校については、同一事業者に放課後子供教室と放課後児童会の運営をお願いできるよう、事業者選定をしていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(7)は終了した。

報告事項(8) 秋津幼稚園跡地活用について

(学校教育課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(8)は終了した。

報告事項(9) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(9)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

資料1ページ目は、学校に係る部分の資料となっている。資料2ページ目、3ページ目については、生涯学習部の社会教育施設関係の資料となっている。生涯学習部関係については、施設の休館状況であり、資料記載のとおりである。資料1ページ目について、担当の指導課より説明をさせていただき、と概要を説明

杉山指導課長

報告事項(9)「新型コロナウイルス感染症への対応について」、説明する。

令和2年度の学校始業は4月6日から行っているが、始業式については、感染拡大防止に努めて実施した。入学式については、習志野高校では実施できたが、小中学校については説明会という形で実施している。

4月8日から5月6日までの臨時休業中の対応について、「(1)児童生徒の見守り」については、電話連絡や家庭訪問を行いながら、子どもたちの生活状況や安否状況の確認等を学校に周知し、進めていただいている。

「(2)学習支援」については、紙媒体を中心とし、しっかりと家庭学習ができるよう各学校が工夫をしており、ホームページへのアップやポスティングを行い、未指導部分の内容から始められるようにしている。この部分については、休業が長期化することも視野に入れ、課題の質等について、指導課や総合教育センターで学校を支援できることはないか検討し、映像による資料の配信を手掛けている。

「(3)児童生徒の居場所の確保」については、学校教育課が中心となって進めているところであるが、自宅待機が困難な児童生徒を対象に、午前8時から午後3時まで学校で預かりをしている。子どもたちが学校に来ている間も、3密を防ぐことを前提とし、対応をしている。

5月7日以降の対応についてだが、この点は喫緊の課題となっている。教育課程の再編についてだが、5月中に学校をどの程度再開できるのかを検討し、現時点では、3週間程度夏休みを活用した学習を行う方向で検討している。また、市行事や学校行事の縮小・延期を行い、先生方が授業を通して子どもと向き合う時間を確保できるよう、教育委員会や関係団体と協力して取り組んで行くことを検討している。

また、入学式についてだが、保護者や市民に延期として連絡をしていたので、5月6日に緊急事態宣言が解除された場合については、5月9日土曜日に小学校及び中学校で規模を縮小して実施できるよう、検討している。

最後に、5月からの教育活動については、今後、緊急事態宣言がどうなるかにもよるが、6時間の授業ができること、給食を再開できることを通常化と捉え、学校の通常化に向け、段階的に学校を再開しながら、子どもが学校に来られるよう、学校と相談しながら、再開に向けた道筋を検討している。給食開始については、6月1日からを予定しており、ここから通常化を目指している、と概要を説明

赤澤委員

子どもに対するケアは様々な方法で検討されているかと思うが、学校の先生に対するケアはどのようにしているのか。資料を見ると、休校中の子どもの状況把握等があり、先生も大変だと思うが、先生に対するケアや状況把握はしているのか、と質問

野村学校教育課長

千葉県から出ている指針の中で、現在在宅勤務もやっているが、学校に出てきた際には、電話対応や資料作りを行っていただいている。現状においては、特段問題はない、と回答

赤澤委員

問題がないのであればいいと思うが、子どもに対する学校の先生の対応の時間は確保すべきだとは思うが、家庭訪問やポスティング、電話連絡はかなり大変なことだと思う。必要なことなのであれば仕方ないとは思うが、その他で縮小できるものは縮小していただきたい、と発言

馬場委員

児童生徒の居場所の確保についてだが、放課後児童会とは別に、希望する子どもを受け入れているということによろしいか。また、対応は先生方が行っているのか、と質問

野村学校教育課長

放課後児童会は午後3時から午後7時までとなるので、それまでの時間の自宅待機が困難な児童生徒の預かりを学校で対応している、と回答

馬場委員

放課後児童会も長期休業中は午前中からの対応になるかと思うが、そういった対応ではなく、放課後児童会が始まる午後3時までには学校で先生が見ており、放課後児童会の子どもたちが午後3時になったらそのまま放課後児童会に行くということによろしいか、と質問

野村学校教育課長

その通りである、と回答

小熊教育長

支援という部分で、給食費の扱いについて補足して説明していただきたい、と発言

野村学校教育課長

要保護世帯の児童生徒については、市長事務部局の生活相談課で対応している。準要保護世帯の児童生徒への対応については、市長事務部局と協議をしているところであるが、国からの要請を受け、3月から5月までの給食が無い期間の分について、給食費相当額を支給することを協議している、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(9)は終了した。

<報告事項(2)、報告事項(4)及び報告事項(5)並びに
議案第14号ないし議案第17号については非公開。

ただし、議案第14号については、

令和2年6月1日をもって市長から議会へ提案されたため、

議案第15号については令和2年8月24日をもって

令和2年度教科用図書葛南東部採択地区協議会の業務が完了したため、

会議録を公開とする。>

報告事項(2) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員及び5級の指導主事の任免について) (教育総務課)

報告事項(2)は終了した。

報告事項(4) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について

(指導課)

報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 臨時代理の報告について

(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)

(指導課)

報告事項(5)は終了した。

議案第14号 令和2年度教育費予算案(6月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第14号「令和2年度教育費予算案(6月補正)について」、説明する。

提案理由は、小中学校校内ネットワーク整備について、令和2年度6月補正予算案として市長に申し入れを行うものである。

「令和2年度教育費予算案(6月補正)説明書」を御覧いただきたい。事業費は総額1億7千509万8千円で、財源内訳については、国庫支出金が8千115万9千円、一般財源が9千393万9千円となっている。以上を6月補正予算案として市長に申入れるものである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第14号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第15号 令和2年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について(指導課)

杉山指導課長

議案第15号「令和2年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について」、説明する。

提案理由は、令和3年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものである。令和3年度からの中学校の改訂版学習指導要領の全面実施に合わせて、教科用図書を採択することになり、今年度において、中学校の17種目の教科用図書の採択を行う。習志野市と八千代市は共同採択地区となっていることから、令和2年度教科用図書葛南東部採択地区協議会を立ち上げていくために、その規約を審議していただくものである。

昨年度は同様の協議会を立ち上げて小学校の教科用図書の採択を行ったが、規約の中で昨年度と異なるところが1点ある。第3条について、「(5)関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市特別支援学級を設置する小中学校の校長」という文言を追加した。今までも軽視して

いたわけではないが、特別支援教育の視点からも教科用図書採択を行うため、追加したものである。これに伴い、第2条で定める委員の人数について、昨年度は「10人以内」としていたところを、「12人以内」に修正している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第16号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

(社会教育課)

藤原社会教育課長

議案第16号「習志野市史編さん委員会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第16号は原案どおり可決された。

議案第17号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

(生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

議案第17号「習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第17号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和2年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言